

第1回門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 日時 平成25年8月30日（金）午後1時30分～午後2時45分
2. 場所 門真市役所本館2階第6会議室
3. 出席者(委員)小寺委員、西田委員、橋本委員、稲毛委員、下治委員  
(事務局)中道健康福祉部次長兼福祉事務所長、山本高齢福祉課長、村下高齢福祉課主任、高齢福祉課東口
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介  
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定  
募集要項等説明、書類審査説明  
書類審査、休憩（集計）  
審査結果の報告、第2回委員会説明、閉会

**【事務局】** ≪開会≫

定刻になりましたので、ただいまから、第1回門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして有難うございます。私は、本日の司会をさせていただきます、健康福祉部高齢福祉課の東口でございます。よろしくお願いいいたします。席につきましては、名簿の順に従いまして事務局で指定させていただいておりますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

**【事務局】**

≪出席委員紹介≫

≪事務局職員紹介≫

**【事務局】** ≪資料確認≫

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。  
資料1「会議次第」でございます。

資料2「指定管理者の募集要項」でございます。

資料3「指定管理者運営管理業務の仕様書」でございます。

資料4「指定管理者募集要項関係条例等」でございます。

資料5「門真市情報公開条例の抜粋」でございます。

資料6「指定管理者候補者の選定について」でございます。

資料7「指定管理者候補者選定に関する審査基準」でございます。

資料8「指定管理者候補者選定に関する採点表」でございます。

資料9「指定管理者選定委員会の名簿」でございます。

資料の確認は以上でございます。不足などございませんでしょうか。

**【事務局】**《委員長及び副委員長の選出》

それでは、お手元の会議次第によりまして、会議を進めさせていただきます。それでは早速ですが、案件1の「委員長及び副委員長の選出について」を議題とさせていただきます。会議の議長は委員長が行うことになっております。委員会の委員長及び副委員長は、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第9条に規定されておりますとおり、委員の互選により各1名定めることとなっておりますが、選出方法についてはどのようにいたしましょうか。何かご意見がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【事務局】**

それでは事務局より委員長、副委員長の指名をさせていただいてよろしいでしょうか。委員長には、昨年度から本市の高齢者福祉計画に携わっていただいております小寺委員、副委員長には、本市の総合的な政策を所管しております稲毛委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【事務局】**

ご異議がないようですのでそのように決定し、お願いいたしたいと存じます。では代表して小寺委員長に、就任に際して一言お願いいたしたいと存じます。

**【委員長】**

改めまして委員長に、ご指名いただきました小寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここの、指定管理の第1回目のときも私が参加させていただきました。今回、また更新ということで再度審査に係わるということでございますので、委員の皆様方のご協力どうぞ、よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

それでは、早速ですけども案件に入らせてもらってよろしいでしょうか。会議次第の案件2「選定委員会における会議の公開・非公開について」、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

当選定委員会の公開・非公開についてであります。本市におきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」により原則、公開としております。しかし、一定要件を満たす場合は非公開とすることもできるとされており、委員会の公開・非公開はその会議に諮り、決定することとなっております。そこで、委員会の公開・非公開を決めていただく必要がありますが、本委員会の会議につきましては、公開することにより率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、申請団体が持つ信用や技術力が選定法人の決め手となるため、当然ながら企業秘密にも属するものがあると考えられますので、非公開とするのが妥当であると考えておりますが、いかがでしょうか。

**【委員長】**

ただいま、委員会の公開・非公開について事務局の考え方が示されましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

それでは、会議は非公開に決定することとします。

**【委員長】**

続きまして、本委員会の案件(3)「選定委員会会議録について」事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

本委員会の会議録につきましては第2回委員会終了後、資料5「門真市情報公開条例の抜粋」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上全文筆記で作成し、公開するものとなりますのでご了承ください。なお、第1回委員会終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表することとします。また、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますのでご了承願いたいと存じます。

**【委員長】**

ただいま事務局の方より会議録についてのご提案がございましたが、何かご意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

続きまして案件(4)の「施設概要及びこれまでの経過について」事務局よりご説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは指定管理者を公募しております、老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンの施設概要と、これまでの経過について説明させていた

できます。資料2「老人福祉センター等指定管理者募集要項」をご覧ください。

#### 【事務局】

まず募集要項の1ページをご覧ください。今回、門真市立老人福祉センター等の指定管理者を募集する趣旨は、門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロンの設置目的の達成、サービスの向上及び施設の効果的、効率的な管理運営を図るためでございます。ここで言う施設の設置目的とは、老人福祉センター等3施設が、高齢者の余暇活動や交流を促進するための活動拠点として、高齢者に対して各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することによって、福祉の向上を図ることを目指しております。この3施設は開設されてから平成23年9月まで市職員が管理運営していましたが、平成23年10月1日から民間のノウハウを活用して、住民サービスの向上や経費の削減などを図るため、指定管理者制度を導入することといたしました。以降から平成26年3月31日まで、社会福祉法人晋栄福祉会が、現在は指定管理者となっています。続きまして、募集要項の2ページをご覧ください。今回の募集に係る指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とします。指定管理者が行う業務の範囲は、老人福祉センター等における事業の企画及び運営に関する業務、老人福祉センター等の使用の許可及び許可に関する業務、老人福祉センター等の施設及び施設の維持管理に関する業務、老人福祉センターの備品の管理に関する業務、その他老人福祉センター等の設置目的を達成するために必要と認める業務となっております。以上で、施設の概要についての説明を終わります。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から、施設の概要につきましてご説明をいただきました。委員の皆さん、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

#### 【委員長】

よろしいでしょうか。そうしましたら、次の案件に参りたいと思います。案件5「選定方法及び審査基準について」事務局の方からご説明をお願いします。

## 【事務局】

まず審査方法についてご説明させていただきます。資料6「指定管理者候補者の選定について」をご覧ください。平成25年8月1日から8月2日まで老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンについて、指定管理者の申請を受付しましたところ、2団体から申請がありました。最適候補者の選定の方法についてですが、本日の第1回選定委員会で書類審査、第2回選定委員会では書類審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑により審査していただき、候補者の決定を行います。指定管理者候補者の決定に際しましては、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。なお、本日の第1次審査につきましては、お配りしております採点表による各委員の点数を集計し、第1次審査通過団体を決定いたします。点数の集計は事務局で行い、第1次審査結果として各委員、市長に報告するとともに、第1次審査を通過した団体には第2次審査の案内、通過しなかった団体には非選定通知を送付することといたします。続いて、資料7「門真市立老人福祉センター等指定管理者候補者選定に関する審査基準」について説明いたします。選定基準1から4につきましては、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」第4条第1項に規定する審査基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案し、審査項目や内容、配点を想定した事務局案です。これらに加え、地域ボランティア等との連携を図るための具体的な手法、地域の実情の把握度、地域に根ざした地域福祉の推進、地域の特性に応じた円滑な事業展開の可能性を審査項目として入れさせていただいております。以上、7つの選定基準それぞれに審査項目を設定しており、審査を行う際の視点といたしまして審査内容を掲げております。また、それぞれの選定基準を採点していただく際の主な確認資料としまして、法人より提出していただいております資料を表の一番右の列に記載させていただいております。委員の皆様には、この審査基準をもとに審査、採点していただきたいと考えております。続いて、資料8「指定管理者候補者選定に関する採点表」をご覧ください。採点方法ですが、採点表の下に記載しておりますようにA・B・C・D・Eの五段階の評価基準を設けており、それぞれの選定基準ごとに5段階評価していただきます。なお、採点表の選定基準4「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の審査項目「安定的な運営が可能となる

経理的基盤」につきましては、その採点を公認会計士であるA委員にお任せしたいと考えております。従いまして、A委員には200点満点で採点していただきます。ほかの委員には満点の200点から20点を差し引いた残り180点で、残りの項目の採点をお願いし、A委員に採点していただいた経理基盤の点数を上乗せしたいと思っております。さらに審査時の留意点といたしまして、施設の設置目的を踏まえた、よりよい施設運営を行える指定管理者候補者を選定するため、最低基準を設定することとしており、選定要件となる採点基準点を、各委員の合計点数の5割以上とさせていただきたいと思っております。以上の内容につきまして、項目の追加や配点の見直しなどのご意見がございましたらご提案いただきたいと思います。

**【委員長】**

はい、有難うございました。ただいま事務局の方から、選定方法及び審査基準についてのご説明をいただきました。何か委員の皆さん、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

**【委員長】**

ちょっと聞かしてもらえますか。今、2つの事業所からエントリーがあるということですね。今日書類審査で1カ所にもう絞り込んでしまうということになるんですか。

**【事務局】**

いえ、絞るわけではございません。

**【委員長】**

では、2つとも残すということですか。基準点を上回れば。

**【事務局】**

はい、点数によっては2つとも残ることもあり得ます。

**【委員長】**

あり得るということですね。そしたらプレゼンのときには2つまた、やられる可能性もありということですね。わかりました。何か他ございませんでしょうか。

**【C委員】**

すいません、1次の配点等については基準もわかったのですが、2次のプレゼンのときの配点が何点であるとか、基準であるとか、それにつきましては、次回のときに、また議論で決定してから行うというスタイルなのでしょうか。

**【A委員】**

すいません、今の質問に関連してですけれども、そうすると、先ほどの説明では今日の1次審査によって、100点をクリアしていれば2社とも2次審査に進むと。それで二次審査の段階において、この1次審査の点数は考慮せずに、2次審査の点数だけで点数を決めて、その多い少ないで最終的に1つに決めるということですか。

**【事務局】**

委員から御質問をいただいたとおり、今回、第1次審査につきましては、一定基準をクリアしていただいているところかどうかというところを選定いただきまして、2次審査でプレゼンテーションをしていただいた結果は、またそちらの結果として、最終候補を決めるということでございます。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【D委員】**

すいません、では、1次審査の点数は考慮しないということですか。2次審査の結果だけで決めるということですね。

**【C委員】**

普通は、1次審査の点数は点数で生かして、2次のプレゼンの点数も付けてその合計、普通は合算で最終判断をするのが通常の指定管理の、ほかの場合のやり方として



は、通常そういう形になっています。というのもやっぱり面接というか、プレゼンの能力だけで判断するというのは、本来的には少し疑義が生じる可能性があるということで、根本的な1次審査の、それぞれの分野別に、細かく委員の皆さんと議論いただいた点数も相当の重きを置く必要があるのではないかなということで、両方足して。ですから本来は2次の点数もどれぐらいの配点なのか。極端に言えばまあ、1次が1人200点満点、180点満点としても、2次がどれぐらいの点数配分なのかによっても、正直、少し、つけ方も変わるのかなというのが。ですから通常は全部、トータルでどういう選定の仕方、配点がどうなのかというのを、本来は議論してやっているのが通常のパターンなんですけれども。

#### 【D委員】

今言われるように、1次と二次のウエイトの振り方もあると思いますが、2次の方のウエイトはどれぐらいかというのは、やっぱり事前に、委員の皆さんには知っておいていただく方がいいのではないのでしょうか。

#### 【委員長】

そうですね。私も、基本的には合算で評価すべきかなあというふうには思いますね。書類審査とプレゼンと、どのぐらいのバランスでいくかは、ちょっとあれなんですけれども、基本的にはもう、合算で評価していくというのが本筋かなという感じはいたしますけれども。いかがでしょうか。他の委員さんはどうでしょう。

#### 【B委員】

そうですね。そうでなかったら今日どうするのかなあ、今日は今日でして、その結果はそのまま置いておいて、また別個に、次にするのだったらどういうふうな意味になるかなと思ったりもしますけど。

#### 【委員長】

そうですね、どっちみちプレゼンのときにも、これをベースにしていろいろご質問させていただくということになると思うんですね。ですから、かなり関連してくると思うんですけどもね。

委員の皆さんも、すべて合算方式がいいという事ですのでぜひ、そういう形で修正をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

今アドバイスいただきましたように、基本的に合算という方向で進めたいと思いますけども、比率の部分が、また出てくると思うんです。基本的に1次審査1、2次審査1、1対1の割合で単純に足していいものなのか、あるいはどちらに重きを置くのかというあたりがまだちょっと、我々の方で整理ができておりませんので、バランスを検討させていただいて、また報告させていただきたいと思います。基本的には合算という方向でしたいと思いますので。

**【委員長】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

はい。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。そうしましたらここで、他の質疑がございませんでしたら一旦休憩に入って、書類審査に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員長】**

何分ぐらい休憩しましょうか。

**【事務局】**

5分で。

**【委員長】**

5分ということで、ちょっと細かいですけど、57分ぐらいには再開したいと思います。

(5分間休憩)

**【委員長】**

よろしいでしょうか。それでは、ただいまから書類審査を行いたいと思います。各委員さんには採点に入る前に、事前にお願ひさせていただいておりました、各法人の経理的な基盤に対する評価について、公認会計士であるA委員よりご説明をお願ひしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【A委員】**

ご指名がありましたので、説明させていただきます。安定的な運営が可能かどうかというのは、大まかに、簡単に言いますと、5年間指定管理者として業務をやってもらうのはいいけれども、その間に例えば、破綻してしまうということが無いことか、と思います。で、それを見るためには、いろいろな見方があるんですけども、端的に申しますと、各、このエントリーしたから方から提出されております、貸借対照表の現金預金がどれだけあるかということが、ポイントになるかと思います。それともう1つは、いくら現金預金があっても、それが全部、今後支払われる予定がある負債があるかどうかということも、かかわってくるかと思います。いずれにしても最大のポイントとなるのは、現金預金の残高ということになるかと思います。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何かご質問等はございませんでしょうか。それでは審査に入りたいと思います。各委員にお配りしております事業報告等の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願ひいたします。審査時間は30分間を目途に行うこととし、15分経過後に一旦状況を確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、これより書類審査を開始します。

(書類審査、採点)

【委員長】

15分経過いたしましたけども、委員の皆さん、もうちょっとかかりますでしょうか。

【A委員】

大丈夫です。

【委員長】

委員の皆さん、採点が終わったようですので、書類審査の中で何か疑問点とか、何かご意見があれば意見交換していただきたいんですけども。よろしいですか。一応スムーズに、採点はできましたでしょうか。

そうしましたら、これより回収させていただいて、事務局による集計をやりたいと思います。よろしく願いいたします。そうしましたら、半過ぎには再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(10分間休憩)

【委員長】

それでは、会議を再開いたしたいと思います。集計結果が出たようですので、事務局よりご報告をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、集計結果を発表いたします。

社会福祉法人 晋栄福祉会、733点。

公益社団法人 門真市シルバー人材センター、649点でございます。

【委員長】

はい、有難うございました。晋栄福祉会さんが733点。門真市シルバー人材センターさんが649点で、両者とも、過半数というか、半分はとれているということに

なりますので、晋栄福祉会さんと門真市シルバー人材センターさんを、第1次審査通過といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

そうしましたら、事務局より次回の日程について、ご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

はい。次回の選定委員会についてですが、10月4日金曜日、午後1時30分より、この会議室にて開催させていただきます。本日書類審査を通過いたしました法人によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたします。ヒアリングにつきましては、書類による第1次審査では十分に把握できなかった内容につきまして、選定基準に基づき、各法人にそれぞれ同じ質問を行う、共通質問項目を設定いたしたく考えております。採点方法につきましては、この共通質問をそのまま審査項目とし、質疑応答の内容に対して5段階評価をしていただく形になろうかと思っております。法人のプレゼン終了後、書類審査、面接審査を踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。なお、共通質問項目については事務局の方で、選定基準に沿った共通質問項目の案を作成させていただき、事前に委員の皆様へお配りさせていただきたいと存じますが、今日の段階で、面接審査時にもう少し具体的に把握すべき内容で、共通質問事項に入れた方がよいというものはございますでしょうか。

**【委員長】**

共通質問項目を事務局の方で考えていただくということなんですけども、今日時点で何か委員の皆様方から、これは入れた方がいいんじゃないかというものがあれば、ご提案いただきたいのですけども、なければ事務局の方で作成を。

### 【C委員】

すいません、募集要項の15ページの(7)に、就職困難者の雇用及び障がい法定雇用率の達成等の取組みと、門真市民の雇用にもできるだけ配慮してくださいという内容の、募集要項がありますので、できれば、こういう内容を含めて、大事な点かなと思いますので、ぜひ質問共通項目に加えて少し、配点等も加えていただくと、ありがたいのかなというふうには思っております。

あと、全般的に、金額の点が。多分、今回はもうこれは項目から外れたりすることになるんですかね、予算提案は。変わりようがない数字なので、そうなのかなと思うんですけども。全般的には、それぞれ提出いただいた法人さんについては、相当努力していろいろ考えておられると思うんですけど、経費節減も含めて相当、これはそれぞれが頑張っているところだと思うんですけど、全体の配点比率から見ると、決して高くない、私も別に、安ければいいと思ってないんですけども。相当、経費の努力を含めて考えられるところだと思うので、配点的には正直、若干少な目かなとは思いますが、2次のところで何か評価できるようなことがあればいいなと思いつつ、現実はいま、ちょっと難しいかなという感想も、正直持っているんですけど、再度、事務局で何かその点も含めて、金額のことはまあ、動かしがたい事実ですけども、何か工夫がもし、できるようであれば考えていただければ、これはまあ要望ですけど、有難いかなという程度の話ではありますけども。感想的には、ちょっとそんな感じを持っております。

### 【委員長】

ということで、よろしいでしょうか。雇用の問題と、経費の削減策等の問題ですね。よろしいでしょうか。そのへんも踏まえた形で。

### 【事務局】

共通質問項目につきましては、選定基準を踏まえた形で作成させていただきたいと思っておりますので、その基準の中に、管理に係る経費の縮減が図られるものかというような項目も選定基準にございますので、ご意見いただいたことをしっかり踏まえて、共通質問項目を作成してまいりたいと思っております。もちろん先にご指摘いただきました雇用の関係につきましても、加えてまいりたいと思っております。

**【委員長】**

どうぞよろしく願いいたします。他はございませんでしょうか。

**【事務局】**

先ほどの1次審査と2次審査の配点の割合というところで、ご意見頂戴しました件につきまして、事務局の方で整理をいたしまして、1次審査の点数と2次審査の点数の配分を、1次を2、2次を1、2対1の割合で配点させていただきたいと考えております。それで合算で、評価いただくということをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【委員長】**

はい、ということで前段で少し、書類審査とプレゼンテーションの評価をどうするかということで議論があったわけですが、今事務局の方から合算ということで、合算の仕方としては、書類審査が2、プレゼンが1という、2対1の割合で配点していきたいということでございますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

ということで、よろしく願いいたしたいと思えます。他、何かございませんでしょうか。ないようですので、本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。どうも有難うございました。